

和光市

医療的ケア児保育

～ 令和 7 年度入所案内 ～



©和光市

《お問い合わせ先》

和光市 保育センター

〒351-0104 和光市南2-3-3

電話 048-483-4407

【目次】

- P2 1. 医療的ケア児保育について
- P3 2. 入所までの流れ（令和7年4月1日入園）
- P5 3. 申込みにあたっての確認事項
- P6 4. 申込みに必要な書類

【申請をされる際のご注意】

- 申込みの時点から、市内に住所を有している必要があります。
- P5の確認事項をよく読み、お申込みください。



このほか
『利用案内（令和6年度）幼稚園・保育園・小規模保育事業所等』
をご覧ください。
10月より令和7年度の利用案内の配布を行います。

1. 医療的ケア児保育について

（１）保育内容

保育所において児童の必要とする医療的ケアを実施し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら集団保育を行います。

①～⑤の
いずれにも
該当する方が
対象です。

（２）対象児童

- ① 申込みの時点から和光市に住所を有し、保育の必要性がある。
- ② 1歳以上である。（入園する年度の4月1日時点）
- ③ 日常生活において医療的ケアを必要とする児童。
【対応できる医療的ケアは、次に該当するものを基本とする。】
ア. たんの吸引
イ. 経管栄養
ウ. 酸素吸入（※人工呼吸器不可）
エ. その他市長が実施を認めるもの
- ④ 症状や健康状態が安定しており、自宅で安定した医療的ケアが行なわれている。
- ⑤ 主治医が集団保育が可能であると判断している。

（３）実施する保育所

- ・和光市みなみ保育園

※令和7年度はみなみ保育園のみでの受入れとなります。

（４）保育の利用について

- ① 入園日は原則4月1日とする。
- ② 保育利用日は原則月曜日から金曜日（保育所等の休園日を除く）とする。
- ③ 保育利用時間は原則9時00分から17時00分とする。

2. 入園までの流れ（令和7年4月1日入園）

1

制度説明・申請書類の配布

7月1日～

保護者と日程調整の上、制度と申込必要書類の説明を行ないます。
ご来庁前に、保育センターにご連絡ください。

2

医療的ケア児保育の申込み

7月22日～8月16日

申込期間内に市役所保育サポート課窓口へ、申込必要書類をご提出
ください。申込み後に、体験保育の日程調整を行ないます。

3

体験保育の実施

申込日～9月13日

保護者同伴のもと、みなみ保育園で体験保育を行ないます。
体験保育には、保育所の職員の他、子ども家庭支援課や保育センター
の職員が同席します。

4

医療的ケア児保育の審査

9月下旬頃

申込書類及び体験保育による児童の状況等を踏まえ、保育所における
医療的ケアの適否を審査し、決定します。

5

審査結果通知

10月上旬頃

保育所における医療的ケアの適否について、審査結果を通知します。
「適」の通知を受けた場合、⑥以降の入園申請手続きにお進みください。

6

入園申請

10月21日～11月8日（予定）

保育サポート課窓口へ、入園に係る必要書類を提出して下さい。

7

入園選考

令和7年1月中旬

審査結果及び提出書類等をもとに、保育の必要性及び優先度について
勘案すべき事項等を審査・判定し、保育所との利用調整を行ないます。

8

利用調整結果通知

令和7年2月上旬

入園について、選考結果を通知します。

入園が決定した場合、⑨以降の手続きにお進みください。

9

医療的ケア実施に係る書類提出

令和7年2月中

受入れにあたって必要な書類をご提出いただきます。

10

医療的ケア実施内容の決定

令和7年2月中

決定した医療的ケアの実施内容を通知します。

通知の内容を確認し、承諾書をご提出ください。

11

保育所との面談・入園説明

令和7年3月中

子ども家庭支援課及び保育センター職員が同席のもと、保育所との面談を行ない、保育時間中の医療的ケアの内容の他、必要な事項について確認をします。

併せて、保育所から入園説明をします。

12

入園

令和7年4月

受入れ（慣らし）保育を行い、利用開始となります。

お子様の状況に応じた個別計画を作成し、保育を実施いたします。

3. 申込みにあたっての確認事項

- 申込みにあたっては医療機関を受診し、書類を提出する必要があります。また、保育所や市の担当者が受診に同行し、主治医と相談を行う場合があります。
- 医療機関に対する診療報酬及び文書等にかかる費用は保護者負担となります。
- 申込み後、審査のために、保育所での体験保育を行います。その際には体験保育の様子を録画し、資料として使用します。
- 医療的ケア児保育の審査の結果は、入園を決定するものではありません。医療的ケア児保育が「適」となった場合でも、入園選考の結果、入園ができないことがあります。
- 申し込み後、医療的ケアの変更や新たな病気の発覚、配慮が必要な事項が生じた場合は、分かり次第ご報告をお願いします。状況により、再度書類の提出が必要となる場合があります。
- 医療的ケア児保育の申請を取り下げる場合には、書類の提出が必要となります。
- 保護者から提出された申込み内容等について、関係機関で共有をします。
- 医療的ケアの実施は1年度ごとに更新が必要です。次年度も保育の継続を希望する場合、再度必要書類を揃えて申込みが必要となります。
- 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入園後であっても保育の利用を取り消すことがあります。



4. 申込みに必要な書類

医療的ケア児保育申込時に必要な書類

医療的ケア児保育申込み時にご提出が必要な書類です。

- ① 医療的ケア実施申込書
- ② 医療的ケアに係る主治医意見書
- ③ 保育所等における医療的ケアの実施に関する同意書

入園決定後に必要な書類

入園決定後、医療的ケアの実施にあたりご提出が必要な書類です。

- ① 医療的ケア依頼書
- ② 医療的ケア指示書
- ③ 医療的ケア実施承諾書

※①②の提出の後、市から医療的ケアの実施内容が通知されます。

③は、市から医療的ケア実施内容が通知された後にご提出いただく書類となります。

＊ 入園申請に必要な書類は『利用案内』をご覧ください。